

平塚市埋立て等の規制に関する条例施行規則を廃止する規則

平塚市埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成１０年規則第４９号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 平塚市埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例（令和６年条例第４４号）附則第２項及び第３項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における埋立て等（同条例附則第２項に規定する埋立て等をいう。）又は命令に係る廃止前の平塚市埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定の適用については、令和８年３月３１日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。